

第25回参議院議員通常選挙における在外投票の実施について

第25回参議院議員通常選挙の**当館（在イスラエル日本国大使館）での「在外公館投票」は終了いたしました。**なお、当館での在外公館投票以外にも、以下の投票方法が引き続きご利用いただけます。

1 選挙の日程

- 公示日 : 2019年7月4日（木）
- 在外公館投票期間 : 2019年7月5日（金）～13日（土）
<当館での在外公館投票は終了しました。>
- 日本国内の投票日 : 2019年7月21日（日）

2 投票できる方

在外選挙人証をお持ちの方

在外選挙人証は申請に基づいて交付されます。

申請手続きについて知りたい方は、以下のURLよりご確認ください。

* 外務省ホームページ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

3 投票方法

在外公館投票

当館での在外公館投票は終了しました。

* 投票終了日は実施公館によって異なりますので、他の在外公館で投票する場合には以下のサイトをご覧ください。

* 在外公館投票実施公館 URL

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page3_000718.html

郵便等投票

○ 請求手続

登録されている選挙管理委員会に、請求書および選挙人証を送付します。請求書は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」をコピーして使用するか、からもダウンロードしてご利用いただけます。

○ 投票手続

選挙管理委員会から送られてきた投票用紙に記入し、国内投票日の7月21日（日）の投票所閉鎖時刻（原則午後8時）までに、選挙管理委員会に届くよう郵送します。

日本国内における投票

一時帰国した場合や、帰国後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3ヶ月間）は、在外選挙人証を提示して、下記①～③のいずれかの方法で投票できます。

【公示日の翌日から国内投票日の前日まで】

①期日前投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票。

②不在者投票

在外選挙人名簿登録地以外の市区町村における投票。

【国内投票日当日】

③投票所における投票

登録先の選挙管理委員会が指定した投票所における投票。

日本国内における投票の詳細については、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

4 選挙公報・候補者情報

- 各選挙委員会の選挙公報については、以下のURLよりご確認ください。
 - * http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/links/senkan/index.html
- 候補者情報については、以下のURLよりご確認ください。
 - * <http://www.soumu.go.jp/senkyo/25hce/index.html>

5 その他

※平成 27年の公職選挙法改正により、「鳥取県及び島根県」，「徳島県及び高知県」はそれぞれ二つの県を一つの選挙区とする合区に変更されていますので，投票に際して御注意ください。

- ・参議院選挙区の区割りの改訂等について（総務省ホームページ）

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/san_gouku/